

## 議案第7号

### 秦荘町・愛知川町合併協議会幹事会規程（案）

#### （趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （所掌事務）

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議または調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、2町の合併に必要な事項について、協議または調整するものとする。

#### （組織）

第3条 幹事会は、幹事をもって組織するものとする。

#### （幹事）

第4条 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

#### （幹事長および副幹事長）

第5条 幹事会に、幹事長および副幹事長1人を置く。

2 幹事長および副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときまたは幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

2 幹事長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

#### （報告）

第7条 幹事長は、幹事会の協議または調整の経過および結果について、会長に報告するものとする。

#### （庶務）

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

#### （委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 付 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

| 区 分   | 職 名                               | 区 分     | 職 名                               |
|-------|-----------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 秦 荘 町 | 助 役<br>教 育 長<br>総 務 課 長<br>地域振興課長 | 愛 知 川 町 | 助 役<br>教 育 長<br>総 務 課 長<br>政策調整課長 |